

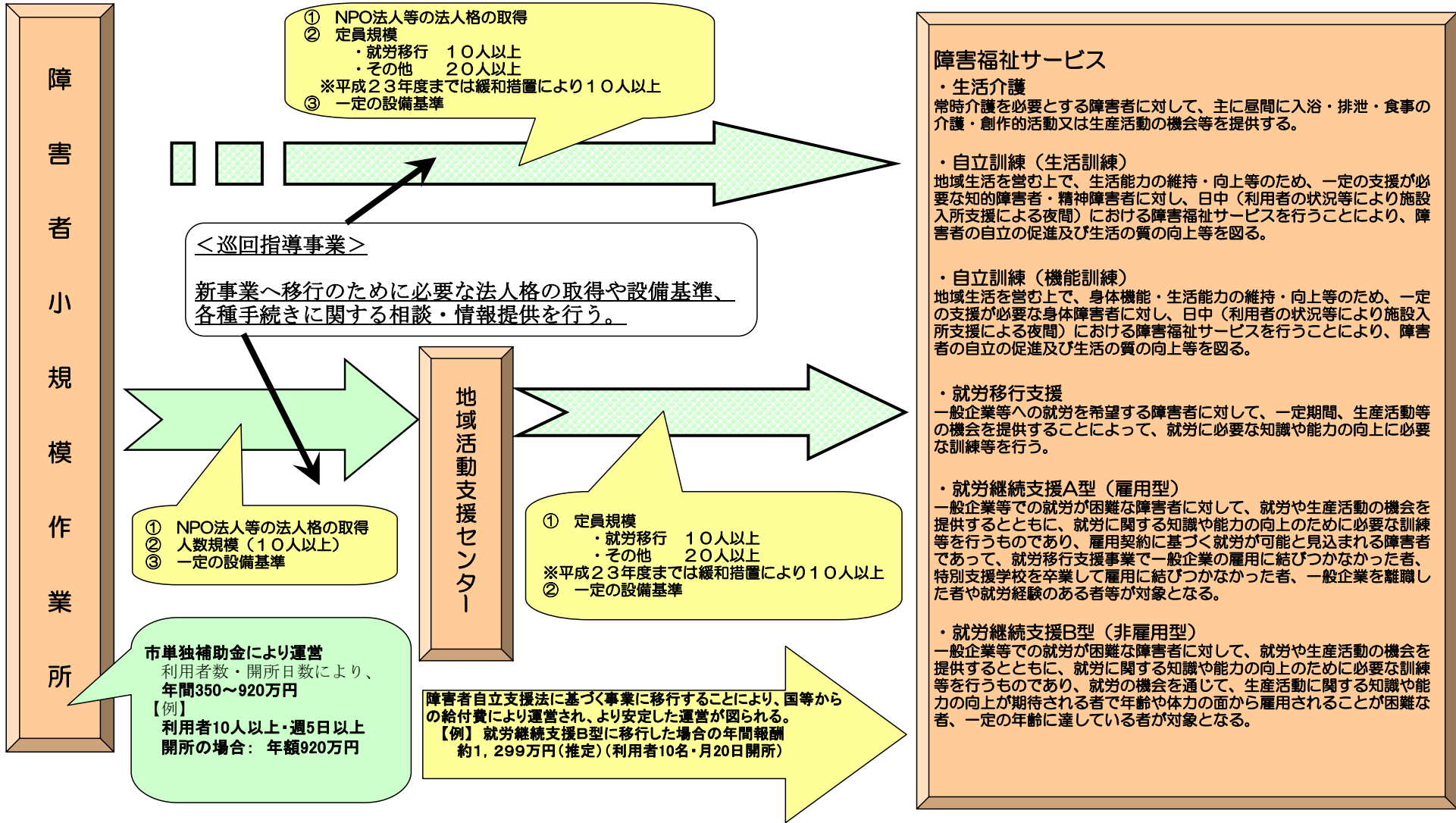
事業シート（概要説明書）

<b>事務事業名</b>		障害者小規模作業所等の運営助成等 (巡回指導事業)		<b>担当局・部名</b>		健康福祉局 障害者施策部			
<b>根拠法令</b>		なし		<b>担当課名</b>		自立支援事業担当			
<b>事業開始年度</b>		平成20年度		<b>作成責任者</b>		中島 進			
<b>実施方法</b> (該当するものすべてにチェック)		<input checked="" type="checkbox"/> 直接実施 <input checked="" type="checkbox"/> 外部委託 <input type="checkbox"/> その他 ( )							
<b>事業概要</b>	<b>目的</b> (何のために)	障害者自立支援法の施行に伴い、障害者小規模作業所については、NPO等の法人格の取得や国が定める定員や設備基準・職員の配置基準等を満たせば、法に基づく新事業（障害福祉サービス事業や地域活動支援センター）に移行することが可能となった。これにより、国等からの給付費等により運営が安定し、利用者のニーズに応じたサービスの向上を図るため、新事業への移行を進めているところであるが、小規模作業所の多くは、法人格の取得や、国が定める設備基準等を満たしていない等、移行に向けた課題があることから、巡回により個々の小規模作業所の状況や課題を確認し、それに応じた法人格の取得や会計処理、新事業への移行にかかる諸課題の解決に向けた相談や情報提供等を行うことにより、法に基づく事業への移行促進を図る。							
	<b>対象</b> (誰・何を対象に)	障害者小規模作業所							
	<b>事業内容</b> (手段、手法など)	小規模作業所へ巡回訪問し、新事業への移行に向けた相談・指導や情報提供等により移行を促進する。 ① 法人格の取得にかかる相談・指導や情報提供を行う。 ② 新事業による給付費の請求及び法人会計処理等にかかる相談・指導や情報提供を行う。 ③ 事業実施のための設備基準等の改修のための相談・指導や情報提供を行う。 ④ 新事業の申請にかかる相談・指導や情報提供を行う。 ⑤ 新事業への移行に向けたセミナーの開催 等							
	<b>実施済の外部委託の内容と実施主体</b>	委託内容	上記①～⑤の事業						
		実施主体	<input type="checkbox"/> 民間企業 <input type="checkbox"/> 外郭団体等 <input type="checkbox"/> 市民活動団体 (NPOなど) <input type="checkbox"/> 市民活動団体 (地域住民組織など) <input checked="" type="checkbox"/> その他 ((社福)大阪市知的障害者育成会・(社福)大阪府肢体不自由者協会)						
<b>直接実施している業務の内容</b>	巡回指導事業の予算・契約、委託事業者との連絡調整及び状況把握								
<b>事業の必要性</b>	小規模作業所は法に基づかない施設であり、一部には利用者からの会費収入はあるものの、本市の運営補助金以外に収入がないことから運営が不安定となっている。法に基づく新事業に移行することにより、より安定した運営が図れることとなり、利用者のニーズに応じたサービスの向上に繋がることや、市費（運営補助金）の縮減も見込めることから、新事業への移行を促進する必要がある。しかしながら、小規模作業所の多くは、保護者や支援者等が運営しており、法人格がなかったり、移行のためのノウハウを持っていない所もあり、移行に向けた課題も多いことから、小規模作業所を巡回し、課題や状況を把握し、適切な相談や情報提供等を行うことにより、移行を促進する必要がある。								
<b>コスト</b>	平成21年度（予算）			人件費					
	<b>事業費</b>	14,504	千円	}	<b>職員構成</b>	概算人件費 (平均人件費×従事職員数)		従事職員数 (担当本務職員0.04人)	
	<b>人件費</b>	0	千円		担当本務職員	0	千円	0.0	人
<b>総計</b>	14,504	千円	臨時職員他		0	千円	0.0	人	

事業シート（概要説明書）

<b>総事業費</b> (単位：千円)	年度	総額	実施方法が外部委託の場合、委託料等を内数で記入	
	H19(決算)	— 千円	—	
	H20(予算)	16,272 千円	事業委託料(16,272千円)	
	H21(予算)	14,504 千円	事業委託料(14,504千円)	
<b>21年度総事業費内訳</b> (委託料等を明記)	●平成21年度歳出内訳 (14,504千円) 【人件費】 0千円 【物件費】 14,504千円 ・委託費 14,504千円		●事業費歳入内訳 (0千円) ・国庫支出金 0千円 ・一般財源 0千円	
<b>事業実績</b>	項目	単位	H20年度(実績)	H21年度(予定)
	障害者小規模作業所箇所数（巡回指導した延回数）	箇所(回)	106(延1,283)	88(延1,056)
	障害福祉サービス事業等への移行箇所数	箇所	25	17
<b>単位当たりコスト</b> (総事業費/事業実績)	小規模作業所1か所当りにかかる巡回指導のコスト（巡回指導1回あたりのコスト）	千円	153(12)	164(13)
	移行した小規模作業所1か所当りにかかる巡回指導のコスト	千円	650	853
	【参考】 小規模作業所が法に基づく新事業に移行した場合の市費の縮減効果の例 利用者10人、週5日開所の作業所が就労継続支援B型（月平均20日開所予定）へ移行した場合 作業所補助金 9,200千円 → 新事業報酬 約12,988千円 差し引き 3,788千円 (内大阪市費 9,200千円) (内大阪市費 3,247千円) 市費差引 ▲5,953千円 (内訳：国1/2 府1/4 市1/4)			
<b>目指す成果</b> (今後どのような状態にしたいか、なるべく定量的に記入)	大阪市では、障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス等の見込量やその確保のための方策を盛り込んだ「第2期大阪市障害福祉計画（平成21年度～23年度）」を策定し、障害のある方への必要なサービスの確保に努めている。小規模作業所が、法に基づく新事業への移行を進めることにより、より安定した運営が可能となり、「大阪市障害福祉計画」に基づく必要な障害福祉サービス等が安定的に確保されるとともに、市費（運営補助金）の縮減を図ることができる。			
<b>達成状況</b> (目指す成果に対して、実施・達成した状況を記入)	平成20年度当初、106箇所あった小規模作業所の内、25か所の小規模作業所が、法に基づく新事業（障害福祉サービス：9箇所 地域活動支援センター16箇所）へ移行し、廃止した1箇所を含め、20年度末で80箇所となった。			
<b>事業の自己評価</b> (今後の事業の方向性、課題等)	小規模作業所の障害福祉サービス等への移行が進んだ時点で、本事業の事業内容について再考の必要があると考えるが、小規模作業所の中には、5人程度と極めて利用者が少ないところや、設備基準を満たすには大幅な改修工事や新たな移転先の確保が必要な場合等により、新事業への移行が困難なところが残ってくるのが想定されるが、これらの小規模作業所への対応が課題となってくる。			
<b>さらなる民間活用・市民協働推進の予定</b>	<input type="checkbox"/> 有 (予定する業務と、想定しうる実施主体を下欄に記入)			<input checked="" type="checkbox"/> 無
	業務内容			
実施主体	<input type="checkbox"/> 民間企業	<input type="checkbox"/> 外郭団体等	<input type="checkbox"/> 市民活動団体 (NPOなど)	<input type="checkbox"/> 市民活動団体 (地域住民組織など)
				<input type="checkbox"/> その他 ((社福)大阪市知的障害者育成会・(社福)大阪府肢体不自由者協会)
<b>比較参考値</b> (他自治体での類似事業の例など)	・巡回指導事業は本市独自の事業であり、他の自治体には類似する事業がないため比較できない。			
<b>特記事項</b> (事業の沿革等)	障害者施設の整備が進まない中、障害のある人の親の会や支援団体等が、小規模作業所を設置し、軽作業や生活訓練等を通じて、在宅の障害のある人を地域で支える社会資源として特別支援学校卒業者の活動の場や施設や病院からの地域の受け皿となっている。本市としては、昭和50年度から利用者数（5人以上）や開所日数（週2日以上）に応じた運営助成等を開始した。また、平成元年度からは精神障害者の作業所にも助成の対象を拡大してきた。障害種別の広がりだけでなく、幾つもの障害を併せ持つ重複障害者や障害程度の重度化傾向も小規模作業所の特徴となっている。また、障害のある人やボランティアの交流の接点になる等、障害のある人の社会参加や地域での当事者同士の助け合いの起点、支え合いの場としても機能し、啓発の面でも大きな役割を果たしている。 平成5年度より、この小規模作業所に対して、運営状況の把握と支援内容の充実を図るため、委託事業として巡回により、運営補助金の適正な執行、小規模作業所で作った製品の販路拡大等について助言、指導、また、本市と小規模作業所間の連絡調整等を実施してきた。平成18年度に施行された障害者自立支援法により、小規模作業所も国の基準を満たせば、法に基づく障害福祉サービス事業等へ移行することが可能となり、より安定した運営が見込めることから、平成20年度より、移行促進を図るため、小規模作業所に対して移行に向けた課題について相談や情報提供等を実施しているところである。			

# 障害者小規模作業所などの移行イメージ



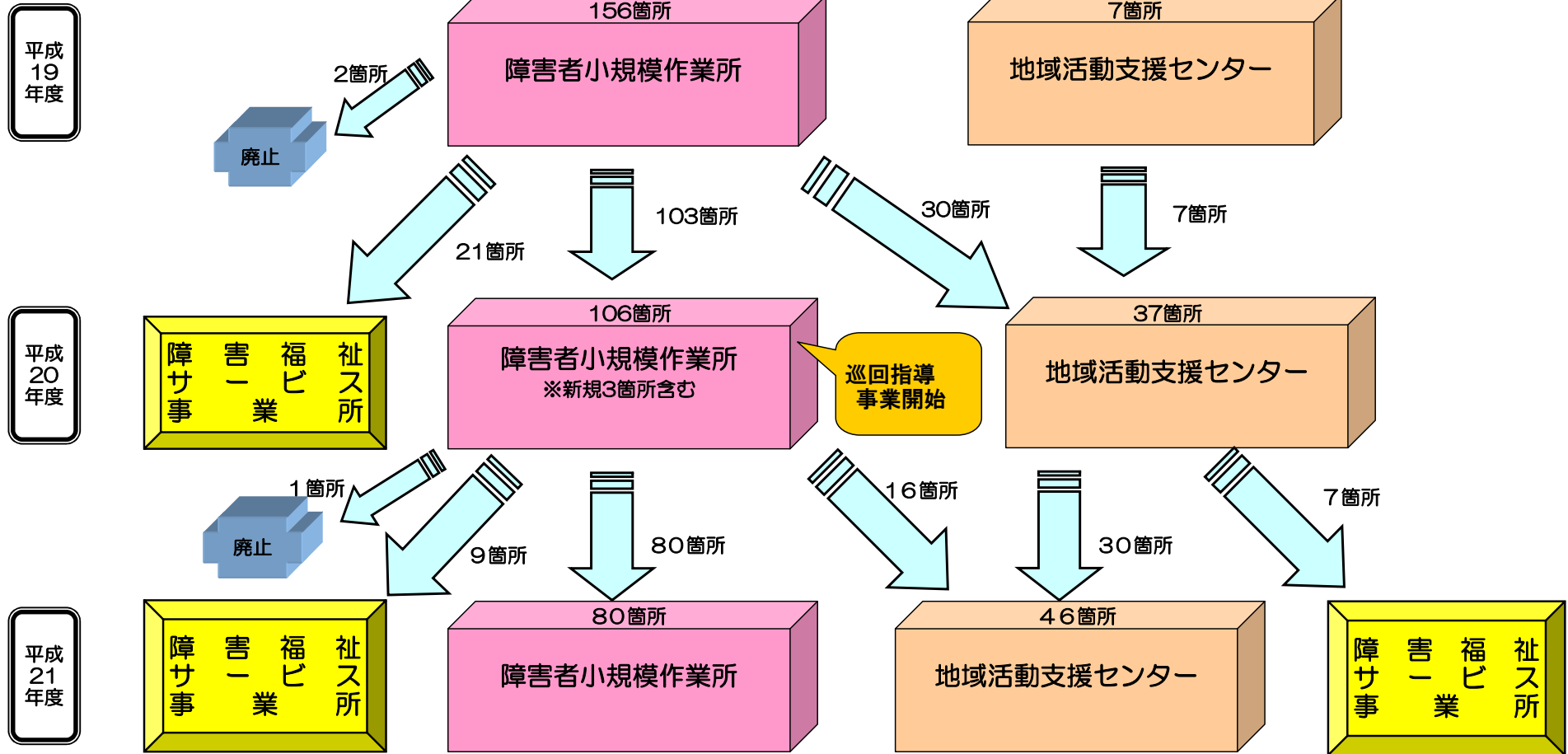
## ＜障害者小規模作業所とは＞

障害者小規模作業所は法に基づかない施設で、障害のある方の親の会や、障害当事者、障害のある方を支援する方が中心となって運営されている。地域における障害者の働く場、創作活動の場、日常生活支援の場、社会参加の場及び社会復帰を促進するなど重要な役割を果たしている施設である。

## ＜地域活動支援センターとは＞

障害者自立支援法に基づく地域生活支援事業の一つであり、障害のある方に対して、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流促進等を実施し、障害のある方が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、地域生活支援の促進を図ることを目的とした施設である。

# 平成21年度までの事業所数の推移の状況



	18年度	19年度	20年度	21年度	推移計			
小規模作業所	174	156	106	80				
障害福祉サービス事業へ移行 (-)		▲ 12	▲ 21	▲ 9	▲ 42			
地域活動支援センターへ移行 (-)		▲ 7	▲ 30	▲ 16	▲ 53			
作業所の廃止 (-)		▲ 4	▲ 2	▲ 1	▲ 7			
新規作業所 (+)		5	3	0	8			
計	174	▲ 18	156	▲ 50	106	▲ 26	80	▲ 94